

佐賀県ふるさと寄附金（「県民協働の地域づくり」及び
「NPO等を指定した支援」）による寄附金交付要綱

（趣旨）

第1条 この交付要綱は、佐賀県ふるさと寄附金基金条例（平成20年条例第1号。以下「条例」という。）及び佐賀県ふるさと寄附金基金条例取扱要領（個人版ふるさと納税）（以下「取扱要領」という。）に基づき、CSOなどの多様な主体が自主的、自発的に活動する「自発の地域づくり」を推進するため、CSOの経営力、課題解決力の更なる向上を図ることを目的として、佐賀県に対しCSO活動の充実に係る事業（「県民協働の地域づくり」及び「NPO等を指定した支援」）を指定して寄附された寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（CSOの定義）

第2条 本要綱におけるCSO（Civil Society Organizations〔市民社会組織〕の略）とは、市民が主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利団体（志縁組織）及び地域住民で構成された地縁組織であって、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体を含む団体をいう。

（寄附金の受付）

第3条 条例第1条に規定する寄附金（以下「寄附金」という。）のうち、取扱要領第4条第3項に基づく使途メニューである「県民協働の地域づくり」及び「NPO等を指定した支援」の受付窓口は、県民協働課とする。

2 寄附金は、寄附申込書（「県民協働の地域づくり」及び「NPO等を指定した支援」）（様式第1号）により受け付けるものとする。ただし、寄附申込書によりがたい場合には、別に定める様式を寄附申込書とみなすことができる。

3 寄附金は、寄附の目的が公序良俗に反するものや、県が事業として活用することが困難と思われる場合には、拒否することができる。

4 前項の規定により、寄附金を拒否した場合には、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

（収納方法）

第4条 寄附金の収納方法は、次に掲げるとおりとする。

（1）納入通知書による納付

（2）マルチペイメントネットワークを利用したインターネットバンキング及びATMによる電子納付

- (3) クレジットカード納付
 - (4) 株式会社ゆうちょ銀行払込取扱票による納付
 - (5) 現金の直接納付
 - (6) その他寄附者の利便性の向上に資する方法で、かつ、次項に定める協議において適切と認められたもの
- 2 寄附金の収納に必要な手続は、佐賀県財務規則の定めによるほか、会計管理者と協議の上、決定する。

(納入期限)

- 第5条 寄附金の納入期限は、納入通知の日から起算して30日以内とする。ただし、寄附者から申出があった場合には、この限りではない。
- 2 納入期限を超過してもなお寄附金の入金確認ができない場合には、寄附者の意思を確認し、適切に対処するものとする。

(お礼状及びお礼の品)

- 第6条 指定されたCSOは、寄附金を収納した場合の謝意の表明として、お礼状を贈呈する。
- 2 お礼状は、寄附金の県への入金を確認した後に贈呈する。
- 3 CSOを指定した寄附については、指定されたCSOが、地方税法等の関係法令が定める基準を満たしたお礼の品を送ることができる。なお、お礼の品を送る場合には、指定されたCSOは、お礼の品の送付と併せて、お礼状を送付することができる。
- 4 1回の寄附額が50万円以上の寄附者に対しては、当該寄附者が希望する場合には感謝状を贈呈する。

(領収証書及び寄附受納証明書)

- 第7条 第4条第1項各号に定めた収納方法ごとの領収証書様式は、佐賀県財務規則の規定に基づき、会計管理者と協議の上、決定する。
- 2 前項に定める領収証書等のほか、寄附者には、寄附控除のために必要となる寄附受納証明書を発行する。

(寄附金台帳の作成)

- 第8条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳を整備する。

(基金の積立)

- 第9条 県に収納した寄附金の適正な管理のため、県民協働課長は、収納した寄附金について、寄附金の85%に相当する額を予算の範囲内において逐次佐賀県ふるさと寄附金基金

(以下「基金」という。)に積み立てる。

- 2 寄附金の15%に相当する額については、県で事務費等として活用し、残額については、「県民協働の地域づくり」として基金に積み立てるものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、災害等の特別な事由がある場合には、県民協働課長は、寄附金の85%に相当する額を超えて予算の範囲内において、基金に積み立てることができる。

(基金に積み立てた寄附金の取扱い)

第10条 前条第1項の規定により基金へ積み立てた寄附金は、第11条、第12条及び第13条の規定により「NPO等を指定した支援」の対象となったCSO（以下「寄附対象CSO」という。）のうち、寄附者が指定したCSOに対して寄附金として交付する。

なお、その判断に当たっては、県民協働課長は必要に応じて関係課又は関係機関等に意見を求めることができる。

- 2 指定されたCSOは、速やかに当該寄附金の活用を検討するように努めなければならない。
- 3 「県民協働の地域づくり」を指定した寄附金については、県民協働課長がその使途及び支出方法を決定する。
- 4 第9条第2項の規定により「県民協働の地域づくり」に積み立てた額は、残額が発生した会計年度の翌年度以降において、「NPO等を指定した支援」に振り替えた上で、残額が発生した会計年度における寄附対象CSOに配分するものとする。ただし、振替額の各CSOへの配分額については、残額が発生した会計年度の「NPO等を指定した支援」の総額に占める各CSOを指定した寄附額の割合によるものとし、当該配分額の交付の取扱いについては第1項に定めるとおりとする。
- 5 前項の規定による配分を希望しないCSO又は配分時において寄附対象CSOでないCSOに対しては、配分を行わないものとする。この場合、当該CSOに配分を予定していた額は、第3項に定める「県民協働の地域づくり」を指定した寄附金として取り扱うものとする。

(「NPO等を指定した支援」の要件)

第11条 県民協働課長が以下の要件を全て満たしていると認めたCSOについては、「NPO等を指定した支援」の対象となることができる。

(1) CSOとしての要件

ア 佐賀県内に事務所（レターボックスや私書箱等の郵便物受取用の所在地を事務所とするものは除く。）を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること。

イ 法人格の有無に関わらず、定款又は団体の規約を備えていること。

ウ 過去3年以上（団体の創設の日から3年を経過していない場合には創設の日以

降)の事業活動や決算・財務の情報を自ら広く開示していること。

エ 10名以上の構成員で組織された団体であること。

オ 団体設立時等に公的機関による出資等を受けていないこと。

カ 特定非営利活動促進法別表(第2条関係)に掲げる活動又はその他社会貢献を行う非営利活動団体であること。

キ 特定非営利活動法人の場合には、特定非営利活動促進法で定めるところにより事業報告書を所轄庁へ提出していること。

ク 寄附者の個人情報適切に管理できる体制及び環境を整備していること。

ケ 自己又は自社の役員等が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ロ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

コ ケの(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(2) 活動についての要件

ア 公益性の高い活動を行っていること。具体的には次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 佐賀県の施策と整合する活動を行っていること。

(イ) 佐賀県又は県内市町との協働の実績を有すること。

イ 県内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること(佐賀県が県外から誘致したCSOを除く。)

ウ 県内に在住し、活動する者が1名以上いること。

エ 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。

オ 活動の目的が、宗教、政治的なものでないこと。

(「NPO等を指定した支援」に係る寄附金の使途の要件)

第12条 寄附金の使途は次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1) CSOが自主的、自発的に行う公益的な事業及びそれに伴う必要な経費であること。

- (2) 特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動又はその他社会貢献を行う活動に必要な経費であること。
- (3) 県民の便益につながる事業に必要な経費であること。
- (4) 構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。
- (5) 宗教的、政治的活動のための経費でないこと。

(「NPO等を指定した支援」に係る申出について)

第13条 「NPO等を指定した支援」を活用して資金調達に主体的に取り組む意思のあるCSOは、原則としてあらかじめ寄附の活用方法等について、県民協働課に相談するとともに、団体の活動状況(様式第2号その1)、誓約書(様式第2号その2)、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の管理体制(様式第2号その3)及び活動に関する資料を提出するものとする。

- 2 県民協働課長は、前項のCSOについて、第11条及び第12条に規定する要件を満たしていると確認ができた場合には、「NPO等を指定した支援」による寄附の支援の対象とし、その旨を、県のホームページ等で紹介する。

なお、その判断に当たっては、県民協働課長は必要に応じて関係課又は関係機関等に意見を求めるものとする。

(支援の辞退)

第14条 寄附対象CSOが当該支援を辞退する場合には、辞退届(様式第3号)を提出するものとする。また、辞退届を提出することなく解散したCSOについては、解散の時点をもって当該支援を辞退したものとみなす。

- 2 前項の場合において、当該CSOを指定して現に基金に積み立てている寄附金及び一般会計に受け入れている寄附金については、第10条第3項に定める「県民協働の地域づくり」を指定した寄附金として取り扱うものとする。

(支援の中止等)

第15条 寄附対象CSOに本要綱、法令違反(地方税法等により定められているふるさと納税の制度を適正に運用するために必要な照会への回答含む)、定款・規約の違反、寄附者に不利益が生じる返礼品に関する誤り等ふさわしくない事象が発生した場合には、県民協働課長は当該CSOに対し改善を求めるとともに第13条第2項に定める紹介の中止をすることができる。

- 2 前項による紹介の中止を行った日から1年以上経過してもなおふさわしくない事象が引き続き改善されない場合には、「NPO等を指定した支援」の対象としない。この場合においては、当該CSOを指定して現に基金に積み立てている寄附金及び一般会計に受け入れている寄附金については、第10条第3項に定める「県民協働の地域づくり」を指

定した寄附金に振り替えるものとする。

(寄附金の交付)

第16条 第10条により寄附金を交付する場合には、県民協働課長は寄附対象CSOと交付時期及び交付金額等について予算の範囲内で調整を行うものとする。

2 寄附金の交付を希望する寄附対象CSOは、寄附金の交付を受けようとする年度ごとに寄附金活用計画書(様式第4号)を県民協働課長に提出し、前項による調整後の額の範囲内において、寄附金交付申請書兼誓約書(様式第5号)を県民協働課長に提出するものとする。

3 前項に規定する寄附金交付申請書兼誓約書が到達してから当該申請に係る寄附金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。また、交付決定後速やかに寄附金を交付するものとする。

(寄附金交付の条件)

第17条 寄附金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 寄附金は、寄附金活用事業計画書に記載した事業に充てること。
- (3) 第16条第2項により提出した寄附金活用事業計画書に新たな事業を追加する場合は、事前に寄附金活用事業変更計画書(様式第6号)を県民協働課長に提出すること。
- (4) 寄附金による支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管すること。

(寄附金交付の取消し等)

第18条 県民協働課長は、次に掲げる場合には、寄附金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 寄附対象CSOが、法令、本要綱、又は法令、本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 寄附対象CSOが、寄附金を不正その他不適当な用途に使用した場合。
 - (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、寄附金を交付することが適当でないと判断される場合。
- 2 県民協働課長は、前項において取消し、又は変更した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する寄附金が交付されているときは、期限を付して当該寄附金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 県民協働課長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第3号に規定する場合を除き、その命令に係る寄附金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない

場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(返還された寄附金の取扱い)

第 19 条 前条の規定により返還された寄附金については、原則として第 10 条第 3 項に定める「県民協働の地域づくり」への寄附として基金に積み立てるものとする。

(活動状況の情報発信)

第 20 条 寄附対象 C S O は、毎年度、自らのホームページ、ブログ、フェイスブック、会報又は佐賀県 C S O ポータル等の情報発信媒体において、活動状況、決算状況及びふるさと納税の用途等を広く情報発信しなければならない。

(実績報告)

第 21 条 寄附対象 C S O は、毎年度 3 月 31 日現在で、交付された寄附金のその年度における活用実績について記載した実績報告書（様式第 7 号）を、翌年度 6 月 30 日までに提出しなければならない。ただし、第 13 条の規定により辞退届を提出した C S O については、辞退届の提出日が属する年度における活用実績について記載した実績報告書を、翌年度 6 月 30 日までに提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された実績報告書については、県のホームページ上に公開する。

(状況報告及び調査)

第 22 条 県民協働課長は、寄附金の用途等に関し、必要があると認めるときは、寄附対象 C S O に対して、寄附金の用途等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(個人情報の保護)

第 23 条 寄附対象 C S O は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。なお、寄附対象 C S O が、その業務の一部を外部委託等する場合においては、委託先等に対しても、個人情報に関する適正な取り扱いを義務付けなければならない。

2 寄附対象 C S O において、個人情報の流出などの事故又は事故につながるおそれのある事案が発生した場合には、直ちに流出を防止するために必要な措置を講じるとともに、速やかに県に報告しなければならない。

(その他)

第 24 条 本要綱に定めがない事項については、条例及び佐賀県ふるさと寄附金基金条例取扱要領の定めによるものとする。

2 前項に規定するものの他、要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 3 月 31 日までに受け入れ現に佐賀県が管理しているふるさと寄附金についても適用する。

ただし、第 3 条第 1 項第 2 号については、(株) ゆうちょ銀行と県民協働課においてその取扱いについての協議が整った日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 19 条第 2 項に規定する平成 29 年度に係る提出期限については従前のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年 3 月 31 日までに現に寄附対象 C S O となっている団体については、第 11 条（1）のアに定める事務所に係る要件については、令和 3 年 3 月 31 日までは、なお従前のとおりとする。

2 令和 2 年 3 月 31 日の時点において現に寄附対象 C S O としての紹介が中止されている団体については、第 15 条第 2 項の規定に関わらず、この要綱の施行の日を、同条第 1 項による紹介の中止を行った日とみなす。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 2 項の規定については、令和 2 年度分の実績報告書から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度における活用実績について記載した実績報告書の様式については、第 21 条第 1 項に定める実績報告書（様式第 7 号）の様式によらず、なお従前の例によることもできる。

また、第 21 条ただし書きの規定については、令和 3 年度に辞退届を提出した C S O から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 9 条の寄附金の積立に関しては、

令和 5 年 4 月 1 日以降に収納した寄附から対象とする。また、令和 5 年度の事業計画について記載した事業計画書の様式、令和 5 年度の事業計画の変更について記載した事業変更計画書及び令和 4・5 年度における活用実績について記載した実績報告書の様式については、第 16 条に定める事業計画書（様式第 4 号）の様式、第 17 条に定める事業変更計画書（様式 6 号）及び第 21 条第 1 項に定める実績報告書（様式第 7 号）の様式によらず、従前の例によることもできる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。